平成２５年（再イ）第４号

福島県南会津郡下郷町大字中山字上平25番地
再生債務者　星　　貴人
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成25年12月12日
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２１年（再イ）第５０号

山口県周南市大字呼坂1006番地の227
再生債務者　上田　雅弘
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月10日　山口地方裁判所周南支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第７号

埼玉県大里郡寄居町大字富田296番地３
再生債務者　福島　　徹
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月８日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月22日から平成26年２月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（再ロ）第１００９５号

千葉県浦安市猫実５－５－19－202
再生債務者　太田　政晴
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月８日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月22日から平成26年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第３号

沖縄県島尻郡与那原町字東浜24番地の３　ＮＥＸＴＡＧＥ　ＳＯＬＥＩＬ403
再生債務者　長沢　洋範
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月８日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月22日から平成26年１月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１００７２号

東京都目黒区上目黒３―27―17
再生債務者　大渕　康文
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年12月24日まで
平成25年12月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００６７号

千葉県市川市相之川２―12―16
再生債務者　玉木　　優
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年12月25日まで
平成25年12月11日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１００５９号

東京都府中市北山町４―27―９
再生債務者　樋口　正文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第２号

沖縄県沖縄市上地３丁目１番14号　カーサ・ノア101
再生債務者　大城　京子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月12日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（再ロ）第４号

青森市大字新城字平岡160番地210　セジュールレオ201号
再生債務者　神　　政史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月12日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再ロ）第７号

京都市山科区大塚丹田９番地31
再生債務者　笠井　吉幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月12日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再ロ）第３３号

大阪市住之江区西住之江２丁目７番20号
再生債務者　小松　茂一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月11日
大阪地方裁判所第６民事部

官公庁のお知らせ

合併公告

左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年十二月二十日
北海道雨竜郡雨竜町字満寿三七番地
（甲）社会福祉法人雨竜ことぶき会
理事　猪股　浩徳
北海道滝川市東町二丁目一番二三号
（乙）社会福祉法人秋桜会
理事　猪股　恵子

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十五年十二月二十日
埼玉県越谷市流通団地三丁目三番一二号
（甲）アイ・エム・アイ株式会社
代表取締役　積賀　一正
埼玉県越谷市花田五丁目六番地一八
（乙）ＫＴＣ株式会社
代表取締役　積賀　一正

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しており、この株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十五年十一月二十七日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月二十六日
掲載頁　四十七頁（号外第一六三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年八月二十六日
掲載頁　一七四頁（号外第一三六号）
平成二十五年十二月二十日
東京都江東区豊洲一丁目一番一号
（甲）ユニアデックス株式会社
代表取締役社長　入部　　泰
東京都江東区豊洲一丁目一番一号
（乙）株式会社ネットマークス
代表取締役社長　佐藤　　宏